

フランスと社会保障協定を調印している国の居住者による
フランスの年金申請手続きについて
LIQUIDATION DE RETRAITES FRANCAISES PAR DES PERSONNES
RESIDANT DANS UN PAYS AYANT SIGNE
UNE CONVENTION DE SECURITE SOCIALE AVEC LA FRANCE

本文は、フランスと社会保障協定を締結している外国からフランスの年金を受給することを希望する定年退職年齢に達した外国籍者を対象にしています。

該当者が権利行使を望む際にフランスに居住していることは、フランスの年金を請求するための条件となっておりません。ただし、フランスで在職中にフランスの年金基金に掛金を支払った人のみが対象です。

本文では、団体協約や法律によって定められている退職金や、定年離職する人に対してフランス企業が支払う退職手当については言及しておらず、年金基金から支給される年金の受給に関する情報となっています。

I. フランスにおける年金制度の種類

- 一般的な社会保障制度による基礎年金で、管理職、非管理職に関わらず全従業員が対象
- 管理職、非管理職に関わらず全従業員が対象の補足年金（ARRCO）で給与の A 枠が対象
A 枠は社会保険局が毎年上限額を定め、2024 年度の上限額は年間 46,368 ユーロです。

この一つ目の補足年金に加え、管理職従業員（cadre）は給与枠 A、B、C を対象とした二つ目の年金（AGIRC）があります。年間 370,944€以上（2024 年）を超える給与のみが年金保険料の免除となります。

上記以外に企業が任意で他の年金制度を追加することもできます。私的年金機構に掛金を支払い、年金の受給申請の方法はそれぞれの機構との契約によります。

II. フランスが他国と締結した社会保障協定の影響

フランスは複数の国と社会保障協定を結んでいますが、日本とは2007年に調印されました。

この協定には特に老齢・障害保険に関する保険期間の通算、出向元と出向先の両国での社会保障制度への二重加入が解消されるなど、多くの利点があります。

保険期間の通算に関して同協定では、出向した従業員が出向先締約国で加入した老齢・傷害保険制度の掛金支払期間を加味することを認め、自国での給付が可能としています。また、日仏新社会保障協定により、フランスの社会保障制度だけに加入するために日本の社会保障制度を脱退せざるを得ない日本人出向者にとって不利になることなく、フランスに保険料を納入していた期間は日本で受給資格開始を判断する際に加味されるようになりました。

この保険期間の通算は、フランスで就労した全ての日本人が対象で、日仏新社会保障協定が発効した2007年6月1日以前にフランスで就労していた日本人にも同様に適用されます。

また同協定により、一定の実質的、形式的条件に従い、日仏両国（出向者の本国と赴任国）での社会保障費の二重払いが解消されました。フランスに赴任している日本人出向者は、日本の社会保障制度とフランスの社会保障制度（一般社会保険制度と補足年金制度）の両方に対する保険料の支払いを避けることができます。ケースにより、日本の社会保障制度に赴任後も継続して加入するか、フランスの社会保障制度に加入しなければなりません

その結果、日本人駐在員が日本の社会保障制度に継続して加入する場合、フランスの年金保険機関に一切の掛金を支払う必要がなくなりました。その場合フランスの社会保障制度には加入しないため、後述のフランスの年金申請の方法は無関係となります。

しかし、新協定の発効前（2007年6月1日以前）にフランスに赴任し、日仏社会保障協定に基づいた条件に従いフランスの社会保障制度から脱退した日本人出向者には、フランスの社会保障制度に加入していた2007年6月1日以前の期間について後述のフランスの年金申請の方法が関係してきます。

新日仏社会保障協定の発効以前にフランスに赴任、フランスの年金制度に加入し、日本に帰国した出向者、あるいは社会保障協定適用有効期間である5年（もしくは1年の特別延長を申請した場合は6年）を超えてフランスで就労した出向者も対象となります。

このように、後述の事項はフランスで就労したことのある日本人出向者の大部分にとって今でも有効な情報であると言えるでしょう。

III. フランスにおける年金の計算方法と申請について

A. 社会保険局の老齢基礎年金申請

出身国に帰任した外国人は、フランスとの社会保障協定が締結されている場合、老齢基礎年金の申請は居住国の社会保障機関において行います。つまり、フランスの社会保障制度加入した日本人は、帰国後日本の年金機構を通して年金申請を行います。

年金は日本の年金機構を通して支払われますが、フランスと日本での就労期間が合算される為、日本の年金機構が出向者のフランスでの就労期間をフランスの社会保険局と照合します。よって本人がフランスの社会保険局に対して行う手続きは一切ありません。

B. 補足年金公庫における年金申請

補足年金の受給権は、フランスでの就労期間中に支払った掛金に基づいて計算されたポイントにより得られます。

補足年金の最終額は、被保険者が蓄積したポイント数、ポイントの価値（定期的に減少）、そして年金申請をする年齢に応じて適用される可能性がある減額を加味して決定します。

2023 年 4 月 14 日付の年金改革法および 6 月 3 日付の施行令により、2023 年 9 月 1 日以降に受給する年金は、申請できる年齢が 62 歳から 64 歳に段階的に引き上げられます。この改革により、1961 年 9 月から 1968 年 9 月生まれの人々の退職条件が従来の規定から変更されます。補足年金を満額受給資格を得るために必要な四半期数も増加し、41 年から 43 年（1965 年以降に生まれた従業員）へと段階的に引き上げられます。さらに、自動的に満額で退職金を受給できる年齢は 67 歳となります。新たな年金法により導入された措置は他にもありますが、ここで詳しくは触れません。条件に達する前に補足年金を申請する場合は、支給金額が減額となります。

補足年金は、最後の雇用者が加入していた補足年金機関に対し受給申請を行います。この機関が既に存在しない場合は、監督機関である AGIRC（管理職）または CIPS（非管理職）に申請します。申請は本人または代理人が年金基金管理センターで入手可能な所定の申請書で行います。



* * * * *

* *

*

このように、新社会保障協定が導入され、日仏間においても調印されましたが、外国人によるフランスの年金受給申請は今もなお課題として取り上げられます。

手続きに必要な書類を作成し申請作業を行うにあたり、外国籍の方は、ご自身が勤務していたフランス子会社の従業員にサポートを依頼するか、その子会社の顧問弁護士事務所や顧問公認会計士事務所にご相談されることをお勧めします。